

特定地域づくり事業開始までの流れ

STEP 1

4カ月

事前準備(事業者、県、市町村、労働局、中央会等関係者間の相談・調整)

- 次の事項について関係者間の調整及び支援が見込めることの確認
 - ・ 組合員となる事業者の確保
 - ・ 事務局職員や事務局スペースの確保
 - ・ マルチワーカーとなる労働者の確保
 - ・ 市町村による組合設立、運営に係る財政支援 等

STEP 2

4カ月

事業計画(案)の作成

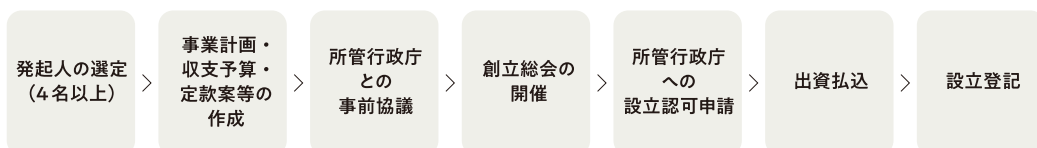
- 次の事項についての案を作成
 - ・ 組合設立時の財産的基礎の見通し(組合員の出資、市町村の財政支援)
 - ・ 派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営費、各市町村からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく収支見通し
 - ・ マルチワーカーの年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援 等

STEP 3

4カ月

事業協同組合の設立認可手続き

- 都道府県への認可申請書類の提出、認可



STEP 4

1.5カ月

特定地域づくり事業協同組合の認定手続き

- 都道府県への認定申請書類の提出、認定

- 認定基準
- ① 人口急減地域であって、自然的・経済的・社会的条件からみて一体であり支援が必要な地区であること
 - ② 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分配慮されていること
 - ③ 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること
 - ④ 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準参酌)
 - ⑤ 組合・関係者・市町村間の十分な連携協力体制が構築されていること

STEP 5

1.5カ月

労働者派遣事業の届出

- 労働局への労働者派遣事業届出書類の提出、受理

特定地域づくり事業スタート

特定地域づくり 事業協同組合

こんな不安を解消する制度です!

市町村

人口減が
心配

事業者

担い手が
いない

働き手

仕事・収入が
心配

組合の運営および各種支援についてお気軽にご相談ください。

愛媛県中小企業団体中央会

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1 テクノプラザ愛媛3階

TEL: 089-955-7150 FAX: 089-975-3611



H P



Instagram



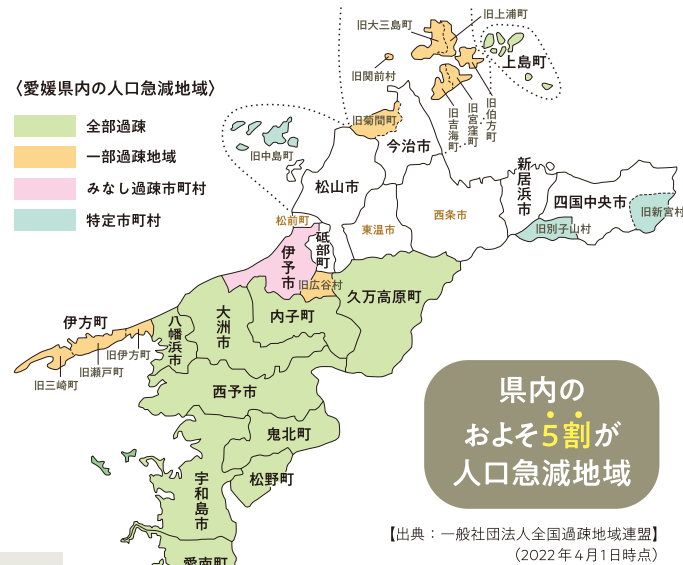
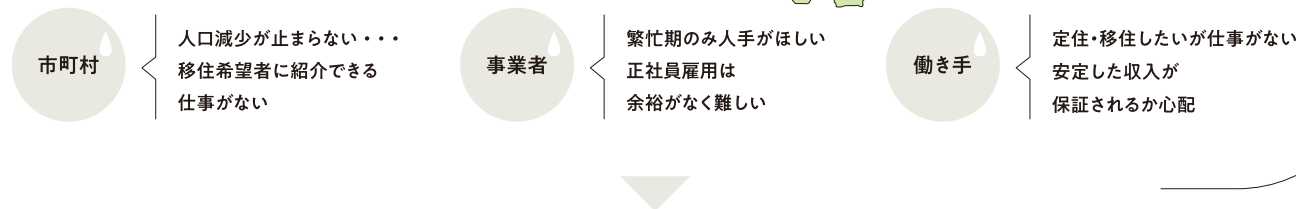
愛媛県中小企業団体中央会

過疎地域等の人口の急減に直面している地域では、「特定地域づくり事業協同組合制度」が活用できます。

愛媛県では、右図で示した地域が該当します。

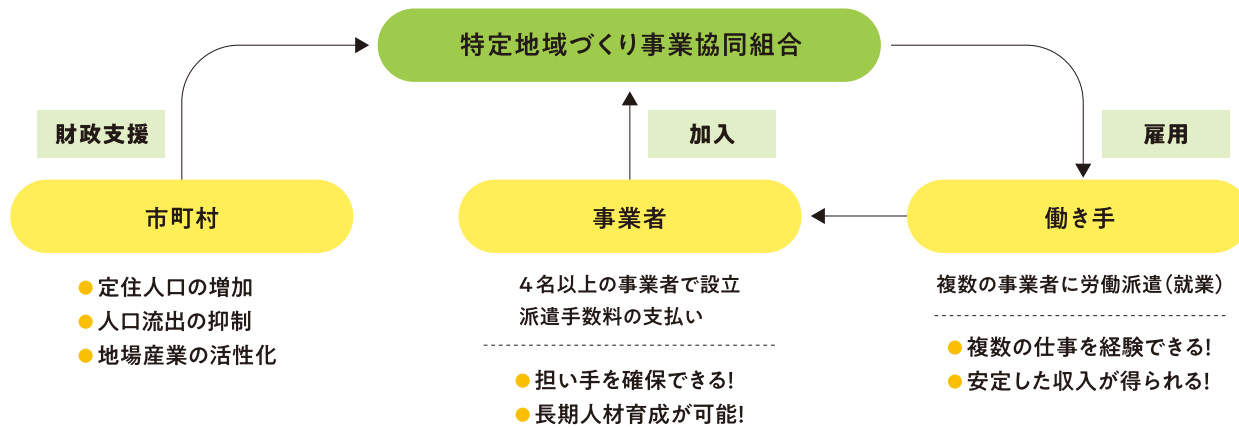
右図過疎地域以外に「近年の人口の動向」、「高齢化の進行」、「若年層の減少」、「人口密度や地域の事業者数」などさまざまな観点から、愛媛県が対象地域と認められる可能性があります。

人口急減地域の課題



「特定地域づくり事業協同組合」でその課題を解決！

事業者が人材派遣を行う組合をつくり、国や市などの支援を受けながら、**移住者に対して複数の仕事(マルチワーク)を提供する仕組みです。**地域事業者の事業維持・拡大が期待されます。



市町村が財政支援を行う場合、国の財政支援があります！

組合運営費1,200万円/年(派遣職員2名・事務局職員1名)の場合
※派遣職員人件費の上限は400万円/年・人 ※事務局運営費の上限は600万円/年

600万円	600万円		
1/2	1/4	1/8	1/8
組合自己負担 (利用料金収入)	300万円	150万円	150万円
	交付金	特別交付税	市町村

※このほか設立支援に対する特別交付税措置あり

組合運営経費の1/2の範囲内が
国・市町村から助成されます。

中央会が「特定地域づくり事業協同組合」の設立・運営をお手伝いします！

先行事例紹介

森の国まつの事業協同組合〈愛媛県北宇和郡松野町〉

「ここに暮らしたい」と思った人が安心して移り住めて、「この仕事を残したい」と思う事業者を支えるにはどうしたらいいか？ その答えとして選んだのが「特定地域づくり事業協同組合」の設立でした。



行政
松野町長
坂本 浩

設立した本町の「森の国まつの事業協同組合」は、令和3年度の組合設立以来、3つの拘りを持って運営しています。まず派遣職員を移住者に限定し、次に派遣先は里山ならではの職種とします。最後に派遣職員には3年を目途に起業・就業してもらうというものです。これらによって移住者が組合で働くことにより地域を知り、人を知ることができ、定住しやすくなるということです。事業協同組合を移住先での定住の足掛かりとして運用し、移住促進と人手不足の解消に向け、今後も全面的に支援していきたいと思っています。	
組合地区(活動区域)	松野町
出資金	70,000円(別途、松野町より設立補助として400万円有り)
役員数	理事3名、監事1名
組合員数(令和7年4月1日現在)	7社
組合員資格	農業、林業、食料品製造業、飲食料品小売業、その他の小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、その他の教育、学習支援業を行う事業者
派遣職員数	2名(平均年齢40歳)
派遣職員賃金体系	労使協定方式
派遣単価	平均1,330円/時間(税込)
派遣事業所	5事業所

〈マルチワーク事例〉

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農業			観光ガイド			食料品販売			食料品製造		

組合の声

事務局長
稲田 洋一



職員には、組合を足掛かりに町内に定住してもらえたらうれしいです。

これまで3名の移住者が組合に入って、町内でマルチワーカーとして活躍しています。組合員の皆様には必要な時期に人手不足を補うことができると評価をいただいています。松野町を好きになって来てくれた職員がこの町で暮らしていくために、これからも微力ながらサポートができればと思っています。

働き手の声

派遣職員
湯川 慧太



複数の事業所で勤務する中で、たくさんの方々のご縁をいただいています。

令和4年7月に森の国まつの事業協同組合に採用され、季節ごとにアウトドアガイドや農業、道の駅、カニカマ工場で勤務しています。それぞれの繁忙期に派遣される形なので大変なこともあります。自分のできる形で力を発揮することで地域に根付いた人材になれるよう頑張りたいと考えています。

企業の声

代表取締役
正木 秀臣



マルチワーカーとして働くことは大変だと思いますが、この町で田舎暮らしを楽しんでほしいと思います。

お客様が多数来ていただく夏には、ガイドを30名近く雇用する必要があるのですが、人材を確保するのに苦労していました。そのような中で、森の国まつの事業協同組合から職員を派遣してもらい、とても助かっています。最初は慣れない仕事でとまどいもあったようですが、すぐになじんで活躍してくれました。

企業の声

代表取締役
吉田 律雄



派遣職員の方にとっても安定した雇用が得られやすくなり、地域に根差した暮らしを望む方にとっても魅力的な仕組みです。

人口が少なく高齢化も進み慢性的な人手不足が長年の課題でした。特に季節によって忙しさの波がある観光業は、繁忙期の人材の確保が難しく大きな悩みでした。組合を通じてマルチワーカーを取り入れたことは大きな助けとなっており、心強い存在です。忙しい時期は業種別に差があるので融通し合う事で効率的に働いてもらっています。